



Ministry of Justice
Japan

法務分野における
日本国法務省とカタール国司法省との間の
協力覚書

日本国法務省及びカタール国司法省（以下、個別的に「当事者」と、集合的に「両当事者」という。）は、

それぞれにおける主権、法の支配及び人権の原則の重要性を認識し、

それぞれの国の法務分野における協力及び相互支援の増大を望み、

次の認識に至った。

第1項
目的

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、法務分野において知見を交換し情報を共有することにより、両当事者間で相互の友情及び協力を発展させることを目的とする。

第2項
協力の範囲

- 1 両当事者は、相互理解を発展させ、各当事者の権限の範囲内で協力分野を探求するために、直接意思疎通を行う。
- 2 両当事者は、上述の意思疎通を通じて、協力活動を行い、知見を交換し、情報を共有する分野及び態様を決定するよう努力する。

第3項
協力の条件

- 1 本覚書における協力は、各当事者の権限の範囲内で、それぞれの国で効力を有する国内法令に従い実施する。
- 2 両当事者は、利用可能な予算、人的・物的資源の範囲内で本覚書における協力を実施する。本覚書は、両当事者にいかなる財政的及び法的な義務も課さない。

第4項 連絡先

- 1 本覚書の実施を担当する各当事者の連絡先は、次のとおりとする。
 - (1) 日本国法務省：大臣官房国際課
 - (2) カタール国司法省：国際協力部
- 2 各当事者は、連絡先に変更が生じた場合には、速やかに他方の当事者に通知する。

第5項 紛争の解決

本覚書の解釈又は実施において生ずる両当事者間のいかなる紛争も、両当事者間の協議及び交渉を通じて友好的に解決される。

第6項 秘密保持

- 1 両当事者は、本覚書の実施を通じて取得した、「秘密」と記された又は特定された秘密情報の秘密を保持し、かかる情報を提供した当事者からの明白な事前の書面による同意なしに、第三者に対しかかる情報を開示しない。
- 2 本項は、本覚書が終了した場合でも、効力を有し続ける。

第7項 修正

本覚書は、両当事者の相互の同意により、書面でいつでも修正することができる。当該修正は、両当事者が相互に決定する日から有効となり、本覚書の不可分の一部を構成する。

第8項 開始、期間及び終了

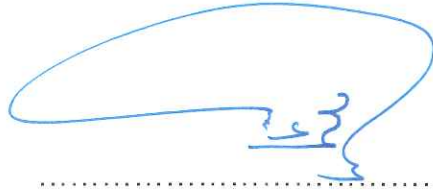
- 1 本覚書における協力は、両当事者の署名により開始される。
- 2 本覚書は3年間有効であり、自動的に更に同じ期間更新される。
- 3 各当事者は、本覚書の第4項を参照し、連絡先を通じ、他方の当事者に少なくとも3か月前までに書面で終了の意思を通知することにより、本覚書を終了させることができる。
- 4 本覚書の終了に伴い、両当事者は、本覚書に基づく進行中の協力活動を継続するか否かについて、協議を通じて決定する。

本覚書は、2019年1月29日、日本国東京において、同等の価値を有する日本語、アラビア語及び英語のテキストによりそれぞれ2部作成される。解釈に相違がある場合には、英語のテキストによる。

日本国法務省のために:

カタール国司法省のために:

山下 貴司

A handwritten signature in blue ink, consisting of a large, sweeping loop followed by a few smaller strokes, positioned above a dotted line.